

鎌高第 7953 号

平成 30 年 3 月 27 日

居宅介護支援事業所 管理者様

地域密着型サービス事業所 管理者様

鎌倉市高齢者いきいき課担当課長

平成 30 年 4 月の介護報酬改定による加算（減算）に係る届出について

日頃から、鎌倉市の介護保険事業の適正な運営にご理解とご協力をいただきありがとうございます。
ございます。

さて、平成 30 年 4 月 1 日からの介護報酬改定に伴い、一部の加算（減算）について、変更されます。このことにより、別紙に掲げる加算（減算）を平成 30 年 4 月 1 日から新たに算定する場合は、下記のとおり取り扱いますので、ご確認ください。

なお、介護報酬改定に伴う変更がなされたもの以外の加算（減算）については、今までどおりの取扱いとしますので、ご注意ください。（平成 30 年 4 月 1 日からの変更については、すでに受付を終了しています。）

記

1 提出書類

ホームページでご確認ください。

(1) 地域密着型サービス

鎌倉市ホームページ：ホーム > 市政情報 > 申請書等ダウンロードサービス > 申請書等ダウンロードサービス（介護保険関係） > 地域密着型サービス指定関係書類について

(2) 居宅介護支援

鎌倉市ホームページ：ホーム > 市政情報 > 申請書等ダウンロードサービス > 申請書等ダウンロードサービス（介護保険関係） > 居宅介護支援指定関係書類について

2 提出方法等

(1) 提出方法 高齢者いきいき課介護保険担当あてに郵送又は窓口へ提出

(2) 提出期限 平成 30 年 4 月 10 日（火） **（※必着）**

※ 提出期限を過ぎた場合、加算の算定は、5 月以降となります。

【事務担当】介護保険担当 電話 0467 (61) 3950

〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10

平成 30 年 4 月介護報酬改定に伴う加算（減算）について

この通知の対象となる加算（減算）は、次のとおりです。

サービス種類		対象となる加算（減算）	備考
地域密着型サービス	地域密着型通所介護	<ul style="list-style-type: none"> 生活相談員配置等加算 生活機能向上連携加算 ADL 維持等加算 	
	認知症対応型通所介護（予防含）	<ul style="list-style-type: none"> 生活機能向上連携加算 	
	小規模多機能型居宅介護（予防含）	<ul style="list-style-type: none"> 若年性認知症利用者受入加算 	
	認知症対応型共同生活介護（予防含）	<ul style="list-style-type: none"> 身体拘束廃止未実施減算 利用者の入院期間中の体制 医療連携体制加算（※1） 	※1 平成30年3月まで取得していた事業所も提出が必要（加算Iを取得する場合は、添付書類不要）
	地域密着型特定施設入居者生活介護	<ul style="list-style-type: none"> 身体拘束廃止未実施減算 入居継続支援加算 生活機能向上連携加算 若年性認知症入居者受入加算 	
	看護小規模多機能型居宅介護	<ul style="list-style-type: none"> サテライト体制 若年性認知症利用者受入加算 看護体制強化加算（※2） 訪問体制強化加算 	※2 平成30年3月まで訪問看護体制強化加算を取得していた事業所も提出が必要
居宅介護支援	<ul style="list-style-type: none"> ターミナルケアマネジメント加算 		